

令和4年3月23日
浜松市財務部調達課

特例監理技術者等の配置について

建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置は下記のとおりとします。

1 特例監理技術者の兼務を認める工事

- (1) いずれも浜松市（上下水道部を含む）発注の工事であること。
- (2) いずれも予定価格（税込）が3億円以下の工事であること。
- (3) 兼務する工事現場までの移動時間が概ね30分以内であること。
- (4) 当該工事若しくは兼務する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が不要な工事であること。
- (5) いずれも浜松市低入札価格取扱要領第7条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。

2 特例監理技術者の兼務を認める条件

前に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、同時に2件の工事まで特例監理技術者の兼務を認めるものとします。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (5) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

※同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなします。

3 その他

- (1) 受注者は、特例監理技術者の兼務を行う場合、発注者に「特例監理技術者の兼務届」を提出すること。
- (2) 特例監理技術者は2つの現場を兼務することから、現場代理人との兼務は認めない。
- (3) 監理技術者補佐は同一工事に限り、現場代理人との兼務を認める。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合、兼務は認めない。

本取扱いについては、令和4年4月1日以降に契約する工事案件から適用します。